



週報既刊各號掲載事項

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術技術等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし、公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

▽第一號

▼西班牙内亂を繞る歐洲の政局(一)
▼電力統制の必要性
▼觀艦式に就て
▼歐洲の政局——西班牙内亂を繞りて(一)

▽第二號

▼陸軍軍備の本格的充實
▼新議事堂の話
▼金「ブロック」崩壊と我が貿易局(二)
▼農村經濟更生と特別助成
▼小學校教員俸給の道府縣負擔
▼我國の人口

▽第五號

▼ベルギーの投じた歐洲平和への一波紋
▼滿洲移民の現況と其の將來
▼法制化された方面委員制度
▼ルーズベルト大統領の再選

▽第六號

航空國策に就て……………遞信省(一)

思想犯保護觀察制度の實施……………司法省(一)

危機を孕む中歐の情勢……………外務省情報部(一)

——(國際時事解説)——

航空國策に就て

遞信省

一 航空事業振興の急務

世界大戦後、歐米列強が苦しい戦後經營の中にあつて、最も力を注いだのは航空事業であった。大戦中に於て、飛行機の軍用的價値を痛切に認識した列強は、平和回復と共に、其の優勢なる航空勢力の平時保有策として、飛行機の經濟的實用化を企て始めた。「萬事を揃いて空へ」のスローガンを掲げたのは、獨りロシアばかりではない。各國共官民協力して鋭意航空路の建設に努め、優秀機製作の技術を競ひ、著々定期航空輸送事業の振興に邁進して居るのである。

試みに近頃の世界地圖を按するならば、航空路を表示する茶色の線が、歐米の各主要都市の上に、蜘蛛の巣の如く引きまわされ、更に之等は遠く海を渡り大陸を越えて、殖民地、屬領に伸びてゐるのを見るであらう。英國イムペリアル・エアウェイズ會社の經營する倫敦—新嘉坡—ブリスベイン線竝に倫敦—ケープタウン線、佛國エール・フランス會社の經營する巴里—ハノイ線、ツールーズ—西阿ダカール—南米線、和蘭KLM會社機の就航するアムステルダム—バタビア線、獨逸ルフト・ハンザ會社の柏林—南米線、米國バン・アメリカン會社經營の桑港—馬尼刺間太平洋横断線等は、その代表

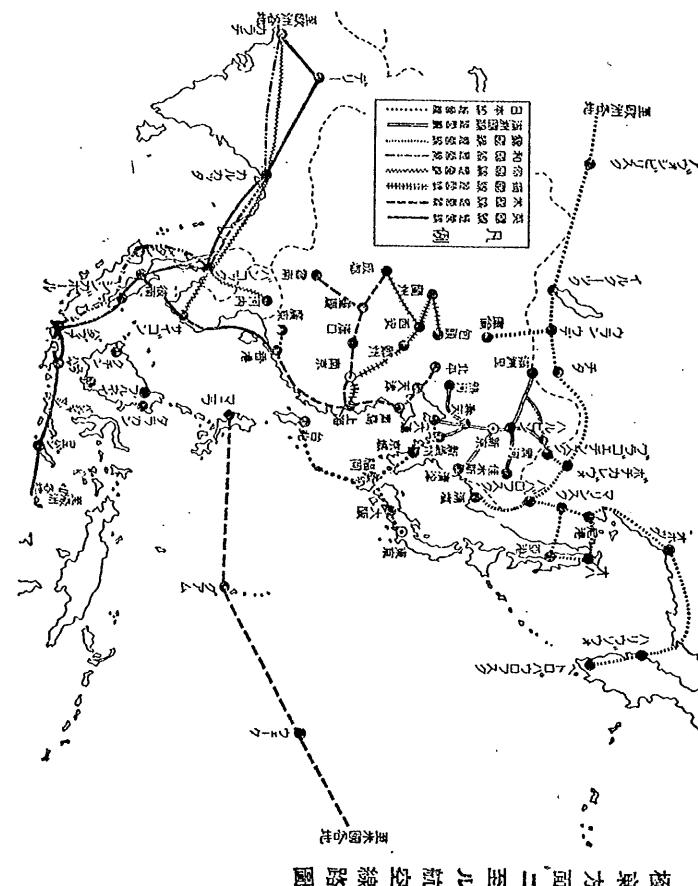
的なるものであり、何れも飛程一萬糠を超ゆる大航空路である。而して之等の多くが各其の進路を東洋方面に向け、殊に支那に對する航空勢力の扶植伸張を競ひつゝあることは、一見して明らかである。

今その支那に於けるものを見るに、米國は一九二九年早くも米支合辦の中國航空公司を設立し、次いで獨逸は獨支合辦の歐亞航空公司を造り、共に交通機關の未だ整備せざる支那に於て、盛に活躍してゐる。特にこの一两年に於ける列國の對支活動は頗る活潑であつて、佛國は昨年佛支航空連絡協定を結び、ハノイから上海に至る航路を開始し、米國亦馬尼刺と香港又はマカラを結ぶことに

本年新嘉坡の北、彼南より香港に至る航路を開始、支那側の飛行機を就航せしめることとなり、英國はより、支那大陸に於ける基地を得んとしてゐるのである。右の外莫斯科より浦鹽に鵬翼を張り、更に又一方の觸手を勘察加のベトロバウロフスクに伸ばして、我が千島を扼するが如き形を示せる、蘇聯邦の航空極東政策も見逃してはならない。

以上の如き各國航空事業の進展は、その使用機を益々大型のものとし、運航回數を急速に増加して、

現在交通經濟の上に重要な役割を演じてゐるのである。併し乍ら之を一箇の獨立企業として見る時は、未だ收支相償ふに至らず、各國共航空事業に對しては、多額の補助金を與へて、之が保護助長を圖つてゐる實情である。歐米諸國が戰後の財政難局時代このかた、航空事業に對して、莫大な経費を敢て投じて來た所以のものは、假令その部門自體に於ては、支出超過とならうとも、殖民地經營上、



4
週報第7號
或は通商貿易上、航空の營む重要な作用によつて、國家經濟全體としては結局バランスを得、或はバランスとなるものであることを強く認識してゐたからに外ならぬ。更に又航空の持つ「潜在的軍用價值」に想到するとき、舉國一致して航空事業の振興に邁進せざるを得なかつたことは、容易に首肯せられる所である。

翻つて我邦の航空事業を見るに、歐米のそれに對比して、餘りに貧弱であることは洵に寒心に堪へない。これは世界大戰を直接に體験しなかつたものによるが、一般に航空の重要性に對する認識は極めて低く、歐米に於ける航空の發達は、尙遠き海の彼方のこと、しかばらず、更に又國家財政上の關係に累せられてゐたことが主因であつて、我が民間航空事業成長の悩みは意外に大なるものがあつた。そして滿洲事變とその後の國際情勢によつて、國民の空への關心が漸く高まつて來た時は既に遅く、彼我の懸隔は甚だしきものとなつてゐた。我邦が未だ一步も國外に航空路を伸ばすことが出來ぬ中に、列強は强大な航空網で我を包囲せんとする態勢を示してゐたのである。恰も徳川三百年の鎖國の夢破れて廣く世界に眼を放つた時、英、米、佛、獨、露等の諸國が東洋の各方面に殖民地を獲得し、孜々として之が經營に努めてゐたのに彷彿たるものがある。而かも維新このかた、日本民族の優秀性はよく之等の不利困難を克服して、世界の政治的、文化的水準に追いつくことが出來、國力のある分野に於て、列國と競を争ふに至つた事實に思ひを致すならば、我が國民は航空事業今日の立

5
航空に就て 策案
遅れに對しても、徒らに悲觀することを止め、敢然奮起して國民性の眞價を發揮する所がなければならぬ。

近時我邦は諸外國より浴びせかけられる通商貿易上のあらゆる障害をくぐつて、海外商權の伸張維持に努力してゐる。不撓不屈の我が商工業者は優れたる通信、海運掩護の下に、世界至るところに進出し、躍進日本の面目躍如たるものがある。併し乍ら航空事業の伴はざる通商戰は、究極に於てみじめな敗北を見るものであることを忘れてはならない。現に我が市場として最も重要な南洋方面に於て、かかる事實を自擧しつゝあるのである。例へば我邦から新嘉坡に至るには、最も快速な汽船を利川して約二週間の日數を要するのであるが、此の數倍の距離にある英國、和蘭、佛國の諸國からは、前述の歐亞定期航空路によつて、五日前後を以て完全に航空連絡を行ひ續々旅客、貨物、郵便物を運搬してゐる。この爲に、南洋に於ける我が商工關係者は、各種見本、見積書、設計書の送受に於て、又機械類の取引に於て、歐洲の業者に比して非常なる不利に陥り、貿易上多大の損失を蒙りつゝある現状である。

更に又現在の如き貧弱なる我が民間航空が、空軍第二陣としての重大なる使命を擔ひ得られるであらうか、一旦緩急ある場合に想到するときは、洵に慄然たらざるを得ない。西證にも「一聯の鎖の強度は之を連結する最弱環の強度に等しい」といはれてゐる。通商戰の先駆となり、豫備空軍たるの任

務を有する航空事業が、斯くの如く劣弱であつては、國防の充實、國運の進展を期することは到底望まれない。速かに輿論の支持を得て、航空の振興を圖ることは實に焦眉の急務と云はねばならぬ。

一 航空事業振興策

航空事業振興の必要が絶體的のものであることは上述した通りであるが、遞信省はこの要求に應ずる爲、昭和十二年度以降三ヶ年を期して、其の全貌を實現するの意圖を以て、國策として航空路の完備擴張、乗員の養成、航空工業の助長統制、内外航空網の完成、其の他各種の航空事業の奨励を實施したい考である。以下其の大綱について述べること、しよう。

第一 航空路の完備擴張

航空路とは、飛行機の發著し得る飛行場、不時著陸場の外に、其のコースの安全を保障する航空無線、航空照明及航空氣象觀測等に關する施設を總稱したものであるが、我國に於ける之等の設備は、遺憾ながら列國の足許にも寄りつけない狀態である。國營の民間用飛行場數は未だ十指を屈するに足らず、其の規模に於て甚だ不充分である。彼の亞米利加大陸を縦横に馳驅してゐるダグラス級の大型旅客機は、帝都の空の關門たる東京飛行場に於てすら離著陸困難なる現状であるから他は推して知るべしである。隨つて之等既設飛行場の設備の充實完備を圖ると共に、全國主要都市に對して

は、地元府縣の協力を得て飛行場を設置し、國內航空路網の基地たらしめることが今日の急務である。各地に飛行場が設置せられ、不時著陸場も要所に設けられ、航空照明其の他の施設も完備するときは、飛行機は隨時隨所へ安全に航空が出來ることになり、エヤー・タキシー、定期航空も普及して、益々飛行機の效用を發揮せしむこととなるのである、實に航空路の完備擴張こそ航空事業發達の礎石であつて、航空路を造らずして航空事業の發達は望み得られないことを牢記せねばならぬ。

第二 乗員の養成

操縦士、機關士等飛行機乗員の養成の必要なことは、何人も首肯し得る事柄である。唯此の養成特に操縦士養成には、多額の經費を要すると共に、操縦術の修得も困難であるに拘らず、現在我國に於ける操縦士の養成機關は、其の組織に於て不充分なる評りでなく、適當なる教育用飛行場も有せず、且練習用飛行機も概ね劣弱にして、之を現状の儘放任するときは、乗員の養成は全く不可能であると云つても過言ではない。即ち之等養成機關の統制を圖り、其の施設の改善を期し、以て優秀なる乗員の増加を企てる必要切なるものがある次第である。

第三 航空工業の助長統制

安價にして優秀なる飛行機が生産されなければ、其の國の航空事業が發達し得ないことは、蓋し當然の歸結である。然るに我邦の現状如何と云ふに、學理に於ても技術に於ても、優秀なる飛行機を生

産し得る能力は充分具へて居るのであるが、遺憾ながら民間用飛行機は其の需要が少い爲、進んで新式機の製作に努むるものなく、偶々あっても外國機の模倣に過ぎないので、設備に於て経験に於て、常に彼に一步遅れを取つて居る譯である。一體飛行機や發動機を製作するには、其の第一機を完成するに相當多額の経費を要する。外國機を模倣するとしても製作権等買収に多額の失費を要する爲自然賣價は不廉となり、航空事業の發達伸展上一大障礙となつて居るのである。

隨つて政府は、一方に航空試験所の設備を完成して航空工業指導の任に當らしむると同時に、試作に必要な奨励方法を講じて、其の價格を安價ならしむる様考慮して居る。而して之等の保護政策は、獨り製造會社のみに止めず、其の下請をして居る部分品の製作工場に迄透徹せしむべきであるが、之が爲には保護助長と並んで取締り統制を行ふの必要がある。

斯くの如くにして安價な飛行機が供給されるに至らば、航空に關する企業の經營を容易ならしめ、定期航空其の他エヤー・タキシー等も採算可能となつて、之等事業を勃興せしめ得るに至るのである。尙前述の方法で飛行機を安く製作するとしても、其の捌け口廣く、大量生産を行ふのでなければ、結局之を安價ならしむること困難である。仍て現に外國より飛行機や發動機を買入れて居る新聞社等に對して國產機購入の奨励をして、國產機の買入をなす者には或る程度の補助を加へ、更に進んでは海外に國產機の輸出を圖る爲、或る程度の奨励金を交付するの必要がある。

斯くして航空機の大量生産を企つることは、啻に製品を安價ならしむるに止まらず、航空工業自體の發展を招來し、夫れが其の儘非常時日本の大なる國防力を構成することとなる。即ち工場設備が完備して多大の生産能力を藏することは、一朝有事の際に必要な防空の實力を涵養するの結果となるのである。

第四 内外航空網の完成

航空事業本來の目的は、其の最高速度交通機關としての機能を充分に發揮し、其の便益を洽ねく國民の間に享受せしむるにある。恰も電話に於て加入者の數が増せば、夫れに伴つて利用範圍が廣くなり、線路が延長すれば夫れに伴つて多くの相手方と通話可能となるが如く、航空事業にあつても飛行場が多數設置せらるゝに伴ひ、又定期航空線路が多數開設せらるゝに伴つて、相互地間の距離、時間を短縮し、郵便物、旅客並に貨物の高速度輸送の便益は益々増大せられるのであるから、各地に定期航空輸送を實現し、既設線路についても其の設備を改善して、國內航空網を完成することが緊要である。

尙進んで我邦として最も力を致さねばならぬことは、海外に對する航空路の開拓である。西の方滿洲、支那より遠く歐洲に及び、南は印度、南洋、濠洲に、北は蘇國、東は米國へと、夫々我が航空事業の世界制覇を目指してかゝらねばならぬ。併し乍ら冒頭に述べた如く、歐米列國の航空勢力が先占的に東洋の地に進出を競ふて居る眞只中に飛び込んで、日本の定期航空を開拓することは實に容易な

思想家傳記叢書制度の實力

卷之三

思惑猶似詭觀察制度は何故生れねはならなかつたか

義運動の杜塞絶滅は國運興廢の要件である。わが國に於ける共産主義運動は、

の勵行と滿洲事變以來の國民精神の昂揚其の他内部的外部的諸原因によつて、二三年來沒落沈淪の道を辿つて居るが、現在の諸般の情勢に鑑みるとときは、同運動の將來については國家の爲必ずしも樂觀

昭和三年以降、治安維持法違反として検舉された者の數は、實に六萬人を超へ、その中で起訴猶豫の處分もしくは執行猶豫の言渡を受け、または刑の執行を終り、もしくは假出獄を許された者の數も、一萬人以上に達してゐる。而して、これ等の者の現在の心境は極めて區々であり、完全に轉向した者もあるが、依然として不逞思想を懷抱する者またはその態度極めて曖昧にして轉向意思の存否が判明せざる者もある。非轉向者が再犯の危險性あることは勿論であるが、爾餘の者にしても、この懲戒を放置するに於いては、その環境または社會情勢に左右せられて、再犯に陥るの虞なしとしない。殊に、思想犯人は社會情勢に左右せられることが甚だしいことを顧みなければならぬ。これを内外

定期航空輸送の外、

定期航空輸送の外、航空機の産業利用化を圖る爲、飛行機により魚群探見をなさしめて漁撈に資し、或は空中作業の一端として空中寫真及空中測量事業の發達を圖り、又エヤー・タキシー等の事業を獎勵するとか、或は國民間に航空機操縦術の修得及技術保持の機會を與ふる爲、輕飛行機俱樂部、グラライダ、俱樂部といふ様な民間飛行團體の設立を助成し、側面より航空事業の發達を促進するの方策をも企てゝ居るのであるが、今後一層之を擴充する必要がある。

第五 航空事業の獎勵

の諸情勢と総合して考察するときは、今において、思想犯人に對する萬全の方策を樹立し、以て再犯防止の舉に出づることは、わが國においてこの種の不逞運動を根絶せしむる上に、喫緊の要務であるといはねばならぬ。換言すれば、非轉向者及準轉向者に對しては思想轉向を促進し、轉向者に對しては思想轉向を確保するの途を講ずることによつて、將來における社會情勢の變化如何に拘らず、彼等をして適法にして秩序ある生活を爲すを得しむる爲に、適切なる施設を爲すの必要が痛感せられるのである。而して茲こそ、新に保護觀察制度を採用し、保護觀察所を設け、保護觀察審査會を置き、以て思想犯人の更に罪を犯すの危険を防止する爲、その思想及行動を觀察して、これを保護するに至つた所以が存するのである。

二 思想犯に對する保護觀察は何を目的とするか

本法による保護觀察は、治安維持法の罪を犯したる人々を保護して、その更に罪を犯すの危険を防止する爲、其の思想及行動を觀察することを目的とする(法第二條)。換言すれば、思想犯人に對する保護觀察は、單に消極的に本人の思想及行動を觀察するに止まらず、本人が再び治安維持法の罪を犯すことのないよう、積極的に指導誘掖して、日本人としての正道に復歸せしめ、または正道を確守せしめる目的とする。更に換言すれば、保護觀察は、謂ゆる轉向者に對してはその轉向を確保せしめ、非轉向者・準轉向者に對しては轉向を促進せしめることを目的とする。

而してその爲めに、思想犯人に對する保護觀察は、その積極的内容として、日本精神を體得せしめ、その生活を確立せしめることを具體的目標とする。實際の運用においては、非轉向者・準轉向者に對しては轉向の促進が、轉向者に對しては轉向確保の爲の生活の確立が、主要目標とせられるであらうが、いづれの場合にも、共産主義を克服するものとしての日本精神の醇化が、力強く成し遂げられるであらう。

斯くして、思想犯人に對する保護觀察は、一面に於て思想犯罪を防遏して治安の確保に資益すると共に、他面に於て日本の思想行動の醇化と明徴とを將來すべき使命を有する。茲に、思想犯保護觀察制度は思想國防戰線の一環としての姿を現はすのである。

三 思想犯保護觀察制度の梗概

(一) 誰を保護觀察に付するか

——保護觀察の對象——

本法による保護觀察は何人に對して如何なる場合に適用せられるかといふと、先づ(イ)本法の適用は治安維持法の罪を犯した者のみに限られる。治安維持法に觸れない犯罪に對しては本法は適用を

見ない。(ロ)本法による保護觀察は、治安維持法の罪を犯した者が、檢事より起訴猶豫の處分を受け、若くは裁判所より刑の執行猶豫の言渡を受けた場合、又は刑務所に収容せられた後に假出獄を許され、若くは満期出獄した場合に限つて、適用せられるのである。其の他の場合、例へば、起訴留保の處分を受け、刑の執行停止を受け、又は刑の執行免除を受けた場合等には、本法による保護觀察を加ふるも實效なしとの理由から、その適用を見ないことになつて居る。(ハ)それでは、治安維持法の罪を犯して、起訴猶豫の處分、若くは執行猶豫の言渡を受け、又は假出獄を許され、若くは満期出獄した者は、その全部が保護觀察に付せられるかといふと、さうではない。保護觀察に付すべきか否かは、司法大臣の監督に屬する保護觀察審査會の決議により定められるものであつて、同審査會に於て保護觀察に付すべきに非ずとの決議を爲した場合には、前二項の該當者と雖も保護觀察に付せられないものである。

(二) どんな順序で保護觀察を行ふか

一 保護觀察を行ふ機關

保護觀察を行ふ機關としては、保護觀察所と保護觀察審査會とがある。

二 保護觀察の機關と手續

保護觀察所は、保護觀察を行ふ獨立の官廳であつて、全國二十二ヶ所——東京、横濱、水戸、前橋、静岡、長野、新潟、大阪、京都、神戸、高松、名古屋、金澤、廣島、岡山、福岡、熊本、仙臺、秋田、青森、札幌、函館——に設けられる。各保護觀察所には、輔導官、保護司及書記が置かれ、所長(輔導官を以て之に充てる)がこれを統督する。

輔導官は保護觀察事務の指導統制に當り、謂はゞ保護觀察所の中心機關である。

保護司は所長の命を承け調査及觀察の事務を掌る。保護司は専任者は全國を通じて三千三人であるが、思想犯の保護觀察に經驗を有する者その他適當なる者に對し、司法大臣は保護司の職務を嘱託するを得ることになつて居る。

書記は庶務に從事する者である。

二 保護觀察を行ふ手續

思想犯人に對して起訴猶豫の處分を爲し、刑の執行猶豫の言渡を爲した場合、又は満期出獄若くは假出獄を許した場合には、關係官廳はこれを保護觀察所に通知する。

通知を受けた保護觀察所は、直ちに本人の經歷、境遇、性行、心身の状況、思想の推移、其の他必要な事項につき調査を行ふ。調査に際しては、特に本人の心境變化の有無、若し心境變化あるときは其の動機、程度及社會運動に從ふの意思の存否につき留意すると共に、保護者の性格、資産、家庭

の眞査、家庭と本人との感情關係及本人の將來に於ける生計の見込等の事項をも明らかにすることになつて居る。而して、調査の結果、本人を保護觀察に付すべきものと思料する場合には、保護觀察所は保護觀察審査會に對し審議を請求せねばならぬ。

請求を受けた保護觀察審査會は、本人を保護觀察に付すべきや否やにつき審議を行ひ、これに関する決議を爲し、その決議は書面を以て之を保護觀察所に通知する。

保護觀察所は、右の保護觀察審査會から、本人を保護觀察に付すべき旨の決議の通知を受けた場合に、本人を保護觀察に付するのである。

(三) 保護觀察は實際如何に行はれるか

— 保 護 觀 察 の 方 法 —

保護觀察は如何なる方法によつて行ふかと言へば、(イ)保護司の觀察に付するか、又は、(ロ)本人の保護者に引渡すか、若くは、(ハ)保護團體寺院教會病院其の他の適當なる者に委託して、これを行ふのである。何れの場合にも、保護觀察所は、本人に對しては、保護觀察處分の意義を説示し、且將來を戒むる爲め適當なる訓諭を行ふ。

而して、右の三種の方法は、本人の性格、思想狀況、其の他の事情を斟酌して、單一又は併合して

之を行ふことを得るのであるが、なほ必要と認むる場合には、更に居住、交友、又は通信に關する制限を爲し、其の他適當と認むる條件の遵守を命ずることが出来る。

右の保護觀察の方法や、本人に遵守せしむべき條件は、保護觀察所がこれを決定するのである。

保護觀察の期間は、一應二年と定められて居るが、本人の思想推移の狀況、境遇の變化、其の他の事情に順じて、これを短縮することも出來るし、延長することも出來る。(延長の場合にはさらに保護觀察審査會の決議に依ることを要する)斯く期間に彈力性を有せしめたのは、必要にして充分なる保護觀察を遂行せしめる爲である。

保護觀察に於ては、本人の思想轉向を促進し又はこれを確保することが、主眼となつて居り、其の爲に、本人の思想の指導と、生活の確立につき、適當なる處置を爲すのである。

而して、思想の指導に當つては、思想犯罪者の特殊性に鑑み、特に本人の社會的良心と正義的觀念を尊重しつゝ、眞個の日本精神を體得せしめるに努め、又生活の確立に就ては、生活の安定が轉向の確保と密接の關係を有することを考慮し、常に本人の性能に適應する職業と地位を與ふることに努める。若し本人が家庭生活を營むに適するものと認められるならば、援護して家庭を形成せしめ、世帯を訓練して家族制度の美風を體得せしめることに努め、又必要に應じては就學、復校等の配慮も爲し、機に應じて適當なる諭示、策勵を爲す等、被保護者の日本人としての更生の爲に、あらゆる指導

と援助を與へるのである。斯くて保護觀察中は、常に本人の言動及思想の推移に留意し、非轉向者及準轉向者に對しては特に其の交友關係、通信の狀況及條件遵守の狀況を観察し、若し住居、交友、保護者との關係、其の他の事情が本人の爲不適當であると考へられるならば、保護者其の他必要な機關と協議して適當なる措置を爲す等、轉向の促進確保の爲に必要な措置を講ずるのであるが、これらの措置はすべて穩健妥當を旨とし、本人の名譽を毀損せず、且其の就職又は業務に支障を及ぼすことのないやう、特に留意すべきことになつて居る。

四 思想犯保護觀察制度の刑政史的意義

以上、思想犯保護觀察制度の概略を述べたのであるが、要するに本制度の目的は、治安維持法の罪を犯したる者に對して保護觀察を加へ、本人をして適法にして秩序ある生活を爲さしむることにある。この事よりして當然に、思想犯保護觀察制度は一面に於て思想犯罪を防遏して治安の確保に資益すると共に、他面に於て日本的思想行動の醇化に貢獻し國運の進展に寄與するところ渺少ならざるべきを確信するものである。

思想犯保護觀察制度の擔々直接當面の使命は、正に右に掲げた點に存するのであるが、尙玆に簡単に本制度の持つ刑政史的意義について一言する必要がある。

犯罪防遏の目的を達成する上に於て、検察、裁判、行刑と並んで保護——謂ゆる釋放者保護事業の機能が、充分に發揮せられる必要の存することは、刑事政策の理論上既に確認されて居る所であつて、釋放者保護事業——司法保護事業は國家と社會との共同責任に於て遂行せらるべきものであるとの主張は、久しく高唱されて居るところである。然るに我國に於ては、從來、釋放者保護事業は民間篤志家の手に一任され、僅かに少年に對する保護觀察だけが少年法によつて國家事業として認められて居る狀態であった。然るに今や思想犯保護觀察法の實施により、成人釋放者に對する保護事業も國家事業として行はれるべきものであることが、事實によつて確認されたのであつて、この意味に於て思想犯保護觀察制度は司法保護事業の歴史上劃期的の意義を有するのである。本制度を先駆としてやがて一般釋放者保護事業がその國家性を認められ法制化せらるべきことは、當然の歸結であると謂ふべきであらう。

又、近時に於ける釋放者保護の理論に於ては、保護對象の擴大と、保護經營の合理化との必要が叫ばれて居る。謂ゆる保護對象の擴大とは、從來の如く單に假出獄者及滿期出獄者だけに止まらず、更に起訴猶豫者及刑の執行猶豫者をも保護の對象たらしめねばならぬとの主張である。次に謂ゆる保護經營の合理化とは、保護對象の擴大に伴ひ、保護適格性の選擇に留意し、特種保護事業の發達に力を注ぎ、又事業運営上事務の分化を計り、且裁判所・檢事局・刑務所のほか警察・職業紹介機関・市町村に於

20 ける福利機関等と密接なる連繋を探らねばならぬといふ主張を要點とするものである。然るに、思想犯保護観察制度に於ては、右に述べたやうな保護事業に於ける進化形態が法制上確立されたのであって、これ亦司法保護事業史上特筆すべきこと、謂はねばならぬ。

斯くて本制度は司法保護事業全般の進歩を促し、これによつて司法保護事業全般をして犯罪防遏の機能をよりよく遂行せしむるに至るべき使命をも有するのであつて、社會一般の理解ある協力を得て其の使命の遂行に遺憾なきを期したいのである。

(完)

危機を孕む中歐の情勢

外務省情報部

一 獨伊の接近

オーストリアを挟んで對峙する獨逸、伊太利兩國の關係が急迫を傳へられたのは一昨年七月のこと

でオーストリア宰相ドルフスの暗殺に端を發し伊太利は北部國境に大部隊を集中したとさへ報道され

たのである。

その後獨逸は再軍備問題を始めとしてロカルノ條約廢棄、ライン地帶進出問題等によつて歐洲の謂はゞ憎まれつ子の様な狀態となり、他方伊太利は伊エ紛争に基づく國際聯盟との正面衝突に原因して國際的に孤立するに至つた。元來世界大戰に於て獨は戦敗國であり、伊は戰勝の同盟國側であつたが、平和條約に不満を抱く點に於て一脈相通ずるものがあり所謂現狀打破組の兩巨頭とも稱すべき地位を占めて居る。兩國の現政權が何れも「全體國家的」であり、反共産主義的である點にも亦共通點を見出すことが出来る。

斯くて本年五、六月頃から兩國は自然接近を傳へられることとなり、特に七月十三日のコムミュニケを以て公表せられた獨撫協定に依つて右報道は裏書せられ、更に西班牙内亂、新ロカルノ條約問

題を統つて一層鮮明に世人の前に現はれ出たのである。

然し、獨逸と伊太利の中央ヨーロッパに於ける利害は必ずしも一致して居らないから、兩國の接近についても多分の疑問を持たれて居たのであるが、伊太利の青年外相チアノ伯の柏林訪問に依つて、總ての疑問は一掃され、今後獨伊の兩國は般の問題に就て一層提携するであらうといふ事が明瞭にされたのである。チアノ外相は十月二十日柏林に到着し、獨逸政府當局者と會談したのである。其の内容の一切はもとより公にせられて居らぬが、同外相が越えて二十五日歸國に當つてミュンヘン市に於てなした聲明は大要左の如きもので、同外相訪獨の使命と成果の一端を窺ふことが出来る。

「一 今回のヒットラー宰相及ノイラート外相との會見に於ては、一般的政治情勢に就て根本的に意見の交換を行つたが、右に依つて歐洲の平和及復興に關する一般事業に關し、獨逸及伊太利兩國政府の共同工作を企圖する確信を一層明らかとなした。」

二 新ロカルノ條約及聯盟問題の各方面に亘り意見を交換したが、獨逸及伊太利兩國政府は從來同様今後も緊密且親善なる接觸を保つであらう。

三 ダニューブ問題に關しては、ローマ協定及獨墺協定の精神に依りオーストリアにとつて實際的且積極的利益となり、又同時に獨伊兩國にとつても満足なる意見の交換を行つたが、兩國政府は今後尙友好的共同工作に依つて右問題を取扱ふであらう。

四 西班牙問題に關しては、獨伊兩國はフランコ將軍の國民政府が西班牙民衆の大部分の信賴を獲得し、且在來の無政府的時代の狀態と異り、秩序及國民的規律を回復するものとの見解に到達した。同時に不干涉主義及之に基づく國際的義務は更に之を確認した。

五 ヨーロッパの社會組織を脅威する深刻なる危險に對し、ヒットラー宰相、ノイラート外相及余はヨーロッパ文明の神聖なる遺産を全力を盡して防衛すべき兩國國民の確固たる決心を確認した。

六 獨逸及伊太利間の文化關係の増進に就てもノイラート外相との談合に基づいて、余のローマ歸任後直ちに文化交換に關する協定締結につき交渉開始の旨である。

七 獨逸が今回伊太利のエティオピア併合を公式に承認したのは伊太利國民の大いに感謝する所であり、此の機會にエティオピアに於ける兩國の經濟的關係を調整したが、其の他の懸案諸問題に就ては遠からず兩國相互に満足なる解決を見るに至るであらう。

以上の諸點は余の訪獨の終結に當つて起草せられた覺書中に規定せられたのである。」

チアノ外相の獨逸訪問に引續き、十一月一日ムッソリニ統領はミラノ市に於て伊太利の外交政策に關する演説を行ひ、其の中で獨伊兩國が完全なる握手を遂げたことを明にしたのは内外に多大の反響を起したのである。獨逸の輿論はムッソリニ統領の演説に對し、勿論満腔の満足の意を示し、多大の譲辭を呈したが、中にもヨーロッパ政治界の將來は主として獨伊兩國の指導に係る旨を論じた點

を格別痛快となしたものゝ如くであつた。

二 小 協 商 國 の 動 き

ヨーロッパ政局の動搖、殊に平和保障上頼みとした國際聯盟の無力暴露は群小國の態度に重大な影響を與へずにはおかななかつた。殊に本年三月批准された佛蘇相互援助條約を契機として、ヨーロッパに佛蘇對獨伊の兩陣營の對立を現出する氣運が濃厚となつてからは、從來佛國を盟主として居た群小國は更めて其の外交政策を検討する必要に迫られたと見ることが出来る。ベルギーの中立政策復歸の如きは當に其の適例であるが、佛蘭西の衛星と呼ばれて居た所謂小協商國の態度は今後のヨーロッパ政局の動きを見る上に見逃すべからざるものである。

チエッコスロバキアとユーゴースラヴィアとの兩國間にハンガリーの攻撃に備ふべく協定が成立したのは大戰の血潮未だ乾かざる一九二〇年八月であつた。翌二一年六月ルーマニアも之に加はり茲に所謂小協商の成立を見たのであるが、小協商のリーダー格のチエッコは建國以來佛蘭西とは特別に密接な關係に在り、又もとより自己防衛を目的として出來た小協商と佛蘭西はヨーロッパの現狀維持について利害相一致して居るので、佛蘭西は先づ一九二四年一月チエッコと同盟條約を結び、次いでルーマニア及ユーゴースラヴィア兩國とも夫々友好條約を締結して、宛然小協商國の盟主の地位に就き爾來

今日に至つた。其の間一九三三年一月には小協商國間に規約の更新が行はれ、又昨年佛蘇相互援助條約の成立を見るやチエッコも續いて蘇聯邦との間に同種の條約を締結したのであつた。

併し乍ら、蘇聯邦との直接乃至間接の提携が夫れ自身直ちに國內の共產勢力の増大を來たし、赤化の危険を齎らす惧のあることは佛蘭西及西班牙に於ける最近の事例が端的に示す所であり、他方蘇聯と對抗的地位に在る獨逸の再興も亦嚴然たる事實であるから、小協商國内に於て先づ外交政策再検討の聲が高くなつたのは當然であると謂へる。

本年六月八日ルーマニアの都ブカレストで開かれた小協商國三元首の會合の際、チエッコのペネシュ大統領が「小協商は一旦緩急の際東方よりの來援を確信する」旨を語つたと傳へられたが、此の報道はルーマニアに於ては蘇聯邦軍のルーマニア通過を意味するものとして、痛く右翼派を刺激し、結局チュレスコ外相の從來執り來たつた親佛政策が攻撃の焦點となり、遂に八月二十九日に至つてチュレスコを除外した内閣の成立を見るに至つたのである。多年同國の外相として、國際會議その他に活躍し、ルーマニア外相の椅子とチュレスコとは恰も同意語なるやの印象すら與へて居た彼が突如野に下つたことは、同國今後の外交政策の轉換を意味するものとして頗る注目を惹いたが、ユーゴースラヴィアに於ては小協商瓦解の風評が風に行はれて居り、其の外交政策は注視されて居た折柄、前述ムツソリニ統領のミラノ演説中には伊太利とユーゴースラヴィアとの關係に就ても言及して居り、所

謂ローマ協定國たる伊・塊・洪三國とユーゴースラヴィアとの關係は近き將來に於て何等かの進展を見せるのであるまいかと觀測される。

チエッコは獨逸と境を接するのみならず、國內に三百萬の獨逸民族を抱擁し、而かも佛蘭西及蘇聯邦とは前述の通り同盟關係に在り、從つて獨逸とは反対の立場に立つて居るといふ頗るデリケートな地位にある。小協商國の中でも最も獨逸の脅威を受けて居るから、國防の充實に専心すると共に小協商の中心として其の結束を堅め獨逸に當らんと努力して居る狀態である。

三 ウ イ ー ン 會 談

去る十一月十一、十二の兩日に亘つてウイーンに開かれた所謂ローマ協定三國即ち伊太利・オーストリア及ハンガリー三國外相の會合は中歐諸國の動向上見逃すべからざる重大事であつた。ローマ協定は一九三四年三月ローマに於て調印せられ、次いで本年三月三國政府は豫め他の二國と聯絡することなくダニュープ問題に關する政治交渉を開始せざることを約した追加協定の成立を見た。ローマ協定は關係三國間の常設的協議機關を豫期して居り、其の第一回會合に當るものが即ち今回開催のウイーン會談である。

右會談の成果に關しては十一月十二日夜大要左の様なコムミュニケが發表された。

「一 經濟問題については三國間將來の協力關係を促進し、第三國との經濟關係は他の二國間の條約に依つて之を助長するに決した。塊・洪兩國政府は又最近伊太利政府が兩國に與へた經濟的援助につき謝意を表明した。

二 ダニュープ領域の再建設に關しては三代表はローマ協定及獨塊協定の妥當性並に兩協定其の後の經過を互に報告し、伊太利外相から最近の獨伊會談の内容の説明があり、塊・洪兩國代表は満足を以て之を聽取すると共に、ローマ追加協定が三國政府にとつて依然として最重要なることを認めた。

三 三國代表はオーストリア及ハンガリーの軍備平等權の正當なることを確認し、三國政府は其の實現に關し絶えず實情を相互に通報するに決した。

四 塊・洪兩國代表は伊太利代表に對してエティオピア併合の正式承認に關する各自國政府の決定を通報したが、之に對し伊太利政府は大いに満足し、エティオピアの經濟開發參加に關する塊・洪兩國の希望に然るべき考慮を加ふる事となつた。

五 會談内容及其の成果は之を議定書に載せることとなり、次回會合の時期については追つて協議の上、ダブルベストに於て開催方を決した。

以上コムミュニケに述べられた所以外にも小協商國とローマ協定國間の關係調整に關する問題、

アラブ半島の地圖とソ連の軍事動向

オーストリアのハプスブルク家復辟問題等に就ても當然意見の交換が行はれたことは想像に難くない。佛蘭西の新聞はヴィーン会談に於ては秘密議定書が作成され、國際聯盟改造、奥・洪兩國の赤化防止、獨・奥通商交渉、ハンガリー國境改訂、ハプスブルク家復辟等の諸問題が論議せられたことを報じて居る。

四 中 歐 今 後 の 問 題

今後中歐で直ちに問題となるのは先づハンガリーの再軍備問題であると考へられる。ハンガリーは多年の同國民の要望である平和條約(トリアノン條約)改訂の爲に既に伊太利の後援につき言質を得て居ること前述の通りであるから、小協商國の反対は之を無視し、獨・奥に倣つて直ちに實行に移すものと想像される。

オーストリアに於ける復辟問題は獨逸が必ずしも希望して居らぬ許りか、小協商國はもとより真向から反対であるから、假に將來實現するとしても尙幾多の迂餘曲折を経たことだと見られる。ムッソリニ統領のミラノ演説中にハンガリーの爲にトリアノン條約の改訂を主張したので、佛蘭西の一新聞紙の如きは「今後ブダペストに於ける伊太利の勢力は獨逸の勢力に對抗するに至るであらう。」と論じたが、近くハンガリーの攝政がローマを訪問すると傳へられて居り、前述のヴィーン会談に於

ける成果と相俟つて、愈々伊・奥・洪三國の關係は緊密となると認められる。從來中歐問題には常に獨・伊の抗争といふ暗影がつき纏つて居たが、今回は獨・伊の提携が先づ具體化し、中歐問題に就ても兩國間に相當の了解が成立した上でヴィーン会談も行はれたものであらうから、中歐プロックの強化が佛蘭西並に小協商國に與へた衝動は甚大であつたと見られるが、さて前述の一佛紙の所論も相當根據があり、中歐に於て根本的に利害が相反する獨逸と伊太利の提携が果して何時迄繼續するかの疑問は依然未解答である。

(完)

正 本月十八日逐次第六號八頁十二行〔約一箇年間〕は〔約一箇月間〕の誤
誤 同號二十二頁十二行〔本年は十二月二十日〕は〔本年は十一月十四日〕の誤

週報

號 八 第

○國民健康保險制度の 要旨

○日獨防共協定の意義

(外務省情報部)

兵に就て

和暖十年二十二月二日

16

100

第七編
（每期一回平環日發行）

一ヶ年(前金) 五 錢 貨 招
内閣印刷局 発賣掛
電話丸ノ内(24)三五二十九
報答 東京一九〇〇番
全国各地官報販賣所
東都書籍株式會社
東京市神田駿河保町一ノ二三
振替 東京 九三九〇番
最寄書店・驛賣店

官報附録退耕另届
昭和十一年十一月二十五日印刷發行